

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率等を改正するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、必要な改正を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次から第九条の十まで省略 （出産育児一時金）	目次から第九条の十まで省略 （出産育児一時金）
第十条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>五十万円</u> を支給する。	第十条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>四十二万円</u> を支給する。
2 （省略）	2 （省略）
第十一条から第十五条の三まで省略 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）	第十一条から第十五条の三まで省略 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）
第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
一 所得割 <u>百分の七・一七</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>百分の六十一</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）	一 所得割 <u>百分の七・一六</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>百分の六十三</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
二 被保険者均等割 被保険者一人につき <u>四万五千円</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>百分の三十九</u> に相当する額を当該年度の	二 被保険者均等割 被保険者一人につき <u>四万二千百円</u> （一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>百分の三十七</u> に相当する額を当該年度の

年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の五から第十五条の十一まで省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二・四二 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 二万五千百円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の十三から第十五条の十五まで省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。)は、二十二万円を超えることができない。

前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の五から第十五条の十一まで省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二・二八 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 二万三千二百円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の十三から第十五条の十五まで省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。)は、二十万円を超えることができない。

第十六条から第十六条の三まで省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の一・九二 (介護納付金賦課総額の百分の六十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 二万六千二百円 (介護納付金賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十六条の五から第十九条まで省略

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円) 及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円) 並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円) の合算額とする。

- 一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合に

第十六条から第十六条の三まで省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二・〇九 (介護納付金賦課総額の百分の六十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 二万六千六百元 (介護納付金賦課総額の百分の四十に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十六条の五から第十九条まで省略

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円) 及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円) 並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円) の合算額とする。

- 一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合に

はその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(同法第三百七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する

はその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(同法第三百七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する

特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者

(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三万五千五百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万五百七十円

特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者

(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万九千四百七十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九千二百四十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万三千四百十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万二千五百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千五百五十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十三万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万千六百二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十八万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万五千円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千六百円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千三百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十二万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被
保険者一人について 九千円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険
者均等割額 被保険者一人について 三千
二十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割
額 被保険者一人について 三千二百四十
円

第十九条の三 省略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の
属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月
三十一日以前である被保険者（以下「未就学
児」という。）がある場合における当該未就学
児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十
九条の二に規定する金額を減額するものとした
場合にあつては、その減額後の被保険者均等割
額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号
に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児
一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号アに規定する金額を
減額した世帯 六千七百五十円

イ 第十九条の二第二号アに規定する金額を
減額した世帯 一万二千二百五十円

ウ 第十九条の二第三号アに規定する金額を
減額した世帯 一万八千円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
二万二千五百円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者
均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ
れぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号イに規定する金額を
減額した世帯 二千二百六十五円

イ 第十九条の二第二号イに規定する金額を

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被
保険者一人について 八千四百二十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険
者均等割額 被保険者一人について 二千
六百四十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割
額 被保険者一人について 三千三百二十
円

第十九条の三 省略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の
属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月
三十一日以前である被保険者（以下「未就学
児」という。）がある場合における当該未就学
児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十
九条の二に規定する金額を減額するものとした
場合にあつては、その減額後の被保険者均等割
額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号
に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児
一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号アに規定する金額を
減額した世帯 六千三百十五円

イ 第十九条の二第二号アに規定する金額を
減額した世帯 一万五百二十五円

ウ 第十九条の二第三号アに規定する金額を
減額した世帯 一万六千八百四十円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
二万五千五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者
均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ
れぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号イに規定する金額を
減額した世帯 千九百八十円

イ 第十九条の二第二号イに規定する金額を

減額した世帯 三千七百七十五円

ウ 第十九条の二第三号イに規定する金額を
減額した世帯 六千四十円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
七千五百五十円

第二十条から第二十四条の四まで省略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の五 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び個人番号
- 二 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号
- 三 離職年月日
- 四 離職理由
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証又は同規則第十九条第三項に規定する雇用保険受給資格通知を提示して行わなければならない。ただし、区が番号法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号法第二条第八項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十五条から第二十九条まで省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十四条の五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十条第一項

減額した世帯 三千三百円

ウ 第十九条の二第三号イに規定する金額を
減額した世帯 五千二百八十円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
六千六百元

第二十条から第二十四条の四まで省略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の五 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び個人番号
- 二 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号
- 三 離職年月日
- 四 離職理由
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。ただし、区が番号法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号法第二条第八項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十五条から第二十九条まで省略

の規定は、令和五年四月一日以後の被保険者の
出産について適用し、同日前までの出産につい
ては、なお従前の例による。

3 新条例第十五条の四、第十五条の十二、第十
五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び
第十九条の四の規定は、令和五年度以後の年度
分の保険料について適用し、令和四年度以前の
年度分の保険料については、なお従前の例によ
る。